

令和6年度「バイ・シズオカ オンラインカタログ」を活用した県産品の販路開拓業務委託公募要領

1 趣旨

静岡県の農林水産物やその加工品をウェブ上に掲載する「バイ・シズオカ オンラインカタログ」（以下、「カタログ」という。）を活用し、県産品の新たな販路を開拓するため、量販店等のバイヤーと、本県農林水産物や加工品を生産する事業者等（以下、「事業者」という。）との商談会、カタログ登録事業者を対象に商談力向上講座を開催する。また、商談会におけるマッチング支援の役割を担うコーディネーターを設置するとともに、事業者のカタログ登録の支援を行う。

2 公告 令和6年4月18日（木）に静岡県ホームページに掲載

3 業務委託者

- (1) 業務委託者：静岡県知事 川勝平太
- (2) 執行部署：静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電 話 054-221-3713 FAX 054-221-2698
メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

- (1) 業務の名称
令和6年度「バイ・シズオカ オンラインカタログ」を活用した県産品の販路開拓業務委託
- (2) 業務の内容
令和6年度「バイ・シズオカ オンラインカタログ」を活用した県産品の販路開拓業務（別紙仕様書参照）。
- (3) 業務委託期間
契約締結日から令和7年3月21日（金）まで
- (4) 委託限度額
総額8,200,000円（消費税及び地方消費税額を含む）※限度額を超えたものは失格とする。
- (5) 契約費の支払方法
受託者は、委託業務完了検査合格後、静岡県に対して請求書を提出し、静岡県は請求書に基づき委託費を支払う。

5 企画提案参加資格

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

(7) 静岡県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がない者であること。

(8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 企画提案参加方法

(1) スケジュール（予定）

ホームページによる公告開始	<u>令和6年4月18日（木）</u>
質問票の提出期限	令和6年5月7日（火）正午まで
質問票の回答	令和6年5月10日（金）
企画提案書の提出期限	<u>令和6年5月17日（金）正午まで</u>
審査対象者の決定通知	令和6年5月20日（月）予定
審査会（プレゼンテーション）	<u>令和6年5月21日（火）午前</u>
審査結果の通知	令和6年5月22日（水）予定

なお、応募者の状況により変更する可能性がある。

(2) 公募型企画提案募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、所定の様式（様式1）により提出すること。

なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・ 電話や来訪による口頭での質問
- ・ 提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問

ア 提出期限

令和6年5月7日（火）正午まで

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館9階
電子メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

電子メール

エ 回答

質問提出期限終了後に一括して、静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課ホームページ

「令和6年度「バイ・シズオカ オンラインカタログ」を活用した県産品の販路開拓業務委託公募型企画提案募集について」内に公開する。

【掲載ページ】

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shokogyoservice/1040791/1063029.html>

(3) 企画提案書の提出

企画提案に応募する者は、以下の書類を提出すること

	提出物	内 容	様式	部数
①	企画提案書かがみ	・ 社印等の押印は不要	様式2	1
②	企 画 提 案 書	・ 様式3を、7(2)エに示す評価項目及び評価基準を基に記載すること。 ・ 企画提案書は日本産業規格A4用紙20ページ以内、カラー印刷とする。	様式3	2部とデータ
		・ 審査会プレゼンテーション補足資料	任意	2部とデータ
③	参 加 資 格 確 認 書 類	・ 会社概要等(定款及び組織、沿革、事業等会社の概要) ・ 直近1年間の納税証明書(本社所在地の法人都道府県税)	任意	1
④	見 積 書	・ 仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とし、備品等財産の取得に関わる経費は認めない。 ・ 積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。	任意	1

※ 上記「企画提案書」の内容については、契約候補者を選定するためのものであり提案書どおりに実施するものではなく、県との協議により、実施内容を決定する。

※ 上記「見積書」内の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

ア 提出期限

令和6年5月17日(金)正午まで(必着)

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館9階
電子メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

電子データを電子メールで送付の上、提出書類を直接持参又は郵送(郵送の場合は「書留」とすること。)※郵送の場合は、発送時にお電話ください。

(4) 審査対象者の決定

ア 企画提案書を提出した者が5者を超えた場合は、次の選定基準により書面審査し、評価点の高い5者を審査会での審査対象とする。なお、評価点が同じ場合は、商談会運営の実績、商談力向上講座運営の実績、その他販路開拓支援業務の実績の順に評価点を比較し、順位付けを行う。

イ 審査対象者に選定された者に対しては、令和6年5月20日(月)までに選定通知書(様式4)を電子メール及び書面により通知する。

ウ 審査対象者に選定されなかった者(以下、非選定者という。)に対しては、令和6年5月20日(月)までに選定されなかった旨と、その理由(非選定理由)を非選定通知書(様式5)に記載し電子メール及び書面により通知する。

エ 審査対象者の選定

区分	評価の着目点	配点
	判断基準	
業務実績 (過去5年間)	商談会運営の実績 ・業務実績がわかる資料を添付(様式3) ①2件以上 ③1件 ④0件	① 5点 ② 3点 ③ 0点
	販路開拓に関する講座運営の実績 ・業務実績がわかる資料を添付(様式3) ①2件以上 ②1件 ③0件	① 5点 ② 3点 ③ 0点
	その他販路開拓支援業務の実績 ・業務実績がわかる資料を添付(様式3) ①2件以上 ③1件 ④0件	① 3点 ② 1点 ③ 0点

(5) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 実施要領に違反すると認められる場合
- ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

エ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

オ その他

提案者は企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

7 審査に係る事項

(1) 審査会での審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、契約候補者を選定する。

(2) 審査会

ア 日時：令和6年5月21日（火）午前

※個別のプレゼン時間については提案者に別途通知する。

※プレゼンテーションは、リモート（ZOOM）にて行う。

イ 企画提案の所要時間

各提案者 20分以内（説明8分以内、質疑応答12分以内）とする。

ウ 注意事項

- ・ 審査会（プレゼンテーション）では、様式3を用いること。必要に応じて、審査会プレゼンテーション補足資料として、県へ提出した資料を用いることはできる。
- ・ 提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。

エ 審査項目及び評価内容

提案された事業内容について、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。また、審査結果は、選定後、速やかに参加者に書面で通知する。

なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

(3) 審査結果の通知

選定結果は、選定通知書（様式4）又は非選定通知書（様式5）にて、全ての企画提案者に令和6年5月22日（水）に通知する。

(4) 非選定結果に対する説明

非選定通知書を受け取った者は、通知書の翌日から起算して5日以内に書面（自由様式）により、非選定理由について説明を求めることができる。

評価項目		評価基準	評価	
				小計
1 提案内容	(1) 商談会の開催	量販店等の選定理由は、的確に示されており、想定している量販店等は県産品の認知度や需要喚起に高い効果が見込まれるか。	15	45
		成約率の向上を目的として、商談会の事前調整や運営、商談結果のフィードバックで工夫する内容は的確で、県産品の販路開拓に高い効果が見込まれるか。	15	
		コーディネーターは、商談時にバイヤーや出展者に対して、商流、物流等の助言が可能で、成約率の向上に貢献が期待できる人物であるか。	10	
		コーディネーターと事務局との連携体制、役割分担が明確に示されているか。	5	
	(2) 講座の実施	販路開拓において、事業者が抱えている課題を、正確に把握できており、課題の改善に向けて、カリキュラムが設定されているか。講座を通して得られる効果が期待できるか。	15	35

		カリキュラムの内容に適した講師が選定されているか。	10	
		受講者へのフィードバック、講座の成果検証における方法は的確か。	10	
	(3) カタログの登録支援等	分析対象として注目するアクセスは、的確に示されているか。	5	5
2 実施体制		業務を実施する上で資格、経験、専門知識や人数等、適切な業務実施体制を有しているか。	5	5
3 実現可能性		具体的かつ実現可能な提案内容や実施手順・スケジュールが示されているか。	5	5
4 経済合理性		提案内容は、費用対効果の観点から効果的か。	5	5
5 社会的取組		パートナーシップ (PS) 構築宣言※企業であるか。 (※サプライチェーン全体の共存共栄等の新たな連携や下請け中小企業新工法に基づく基準の遵守等に取り組む企業等の「宣言」を登録するもの)	1	1
合計			101	

※評価項目の「5 社会的取組」は、該当の場合は1点、該当しない場合は0点とする。

8 契約方法

- ・ 契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案内容を基本とするが、契約候補者と県との協議により最終的に決定する。
- ・ 契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

9 留意事項

- ア 委託先として選定した事業者を公表する。
- イ 本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。

10 問合せ先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課マーケティング企画班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館9階

電話 054-221-3713

電子メール marke@pref.shizuoka.lg.jp